

# 福島県会津若松市地域おこし協力隊募集要項

## 1. 募集概要

会津若松市は、福島県の西部に位置し、近くにある磐梯山や猪苗代湖など豊かな自然に恵まれ、会津藩の城下町として歴史が色濃く残るまちです。

本市のシンボルである鶴ヶ城をはじめ、歴史を感じさせる古い老舗の商店や蔵、歴代藩主が愛した風情ある庭園など名所・旧跡も多く点在し、周辺には東山温泉や芦ノ牧温泉など、観光資源に恵まれており、毎年多くの観光客の来訪があります。

中でも、インバウンド観光客の増加は顕著であるものの、受け入れ態勢が十分とは言えないことから、この度、地域おこし協力隊として外国人向け観光ガイドを募集します。

## 2. 活動内容

### (1)職種

外国人向け観光ガイド

### (2)募集人員

1名

### (3)活動内容

- ・鶴ヶ城にて外国人観光客に対し、旅の目的に沿ったコンテンツ等を案内
- ・サムライをイメージさせるパフォーマンス等を実施

### (4)主な勤務地

鶴ヶ城公園内

## 3. 居住地要件

外国籍を有し、以下のいずれかに該当する方

- (1)総務省地域おこし協力隊推進要綱に定める3大都市圏をはじめとする都市地域等に現に住民票を有する方。
- (2)本市以外で「地域おこし協力隊員」であった方（同一地域における活動2年以上、かつ解雇1年以内）
- (3)語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JET プログラム」という。）を終了した方（JET プログラム参加者としての活動2年以上、かつ JET プログラムを終了した日から1年以内）
- (4)海外に在留し、市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方

※該当するか不明な方は事前にお問い合わせください。

## 4. 応募要件

以下のすべてに該当する方

- (1) 応募時点で3. 居住地要件を満たす方で、採用後に本市に生活の拠点を移し、住民票を異動させることができる方。
- (2) 外国籍を有し、日本語及び英語にて日常的なコミュニケーションのできる方
- (3) 日本語の識字ができる方
- (4) 令和7年4月2日時点で、年齢20歳以上の方
- (5) 普通自動車免許を取得している方（※着任までに取得予定の方も含む）
- (6) 心身ともに健康で誠実に取り組むことができる方
- (7) 土日及び祝日の行事参加や夜間の会議出席など不規則な業務に対応できる方
- (8) 隊員としての委嘱期間終了後も本市に定住する意思がある方
- (9) 暴力団員、暴力団関係事業者に該当しない方

## 5. 勤務時間・休日

### (1)勤務時間

8時30分～17時15分（45分間の休憩含む）

### (2)勤務を要する日

週5日勤務 ※休日は1か月単位のローテーションによる

## 6. 雇用形態・期間

### (1)雇用形態

会津若松観光ビューローとの雇用関係

### (2)期間

- ・地域おこし協力隊は市長が委嘱し、委嘱期間は委嘱の日から令和8年3月31日までとします。
- ・次年度以降の委嘱については、活動状況や実績を勘案して委嘱期間を更新することができます。（最初の委嘱の日から最長3年間）
- ・地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことがあります。

## 7. 給与・賃金等

### (1)賃金 214,000円（月額）

### (2)手当 通勤手当、賞与が条件に応じ支給されます。

※時間外は基本的にありません。

## 8. 待遇・福利厚生

- ・条件に応じて、健康保険、厚生年金、雇用保険の適用があります。
- ・活動に必要な物品等は予算の範囲内で会津若松観光ビューローが用意します。
- ・地域おこし協力隊の活動に差し支えない範囲で兼業を認めます。(要届出)

## 9. 応募手続

### (1) 申込受付期間

令和7年6月16日から令和7年6月27日まで

### (2) 提出書類

令和7年度会津若松市地域おこし協力隊受験申込書

### (3) 提出先等

次の連絡先にメールにて送付してください。

一般財団法人 会津若松観光ビューロー 地域おこし協力隊 採用担当  
info@tsurugajo.com

## 10. 選考方法

### (1) 第1次選考（書類審査）

申込受付終了後、1週間を目途に結果を応募者全員にメールにて通知します。

### (2) 第2次選考（面接）

第1次選考合格者を対象に、オンラインにて最終選考試験（面接）を実施いたします。詳細な日時は第1次選考結果を通知する際にお知らせいたします。合否については、第2次選考試験受験者全員にメールにて通知します。

## 11. 備考

- ・冬期間は降雪があり、除雪作業が必要な日があります。
- ・住民票の異動は、必ず委嘱の日以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると募集対象外となり、採用取消となる場合があります。